

# 高齢者虐待防止のための指針

株式会社ケアサポート慶  
グループホームよろこび

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待
- ② 放棄・放任（ネグレクト）
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

## 2 高齢者虐待防止に向けた体制

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

### ①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

### ②高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ア) 管理者（ホーム長）虐待防止担当者と兼務する。
- イ) 主任及びユニットリーダー
- ウ) 計画作成担当者
- エ) 介護支援専門員
- オ) 介護職員

管理者（ホーム長）は介護職員の中から必要に応じ委員を指名します。

### ③高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、定期的（年2回）開催するほか虐待事案発生時等、必要に応じて随時委員会を開催します。

### ④高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関するこ
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するこ
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関するこ

- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

### 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 新任職員への研修の実施
- ② 全職員を対象とした年2回の研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録は2年間保管します。

### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、管理者（ホーム長）高齢者虐待防止担当者とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者は、虐待を疑われる職員やその他の職員への聞き取りを行い、虐待の事実を整理します。
- ③ 虐待の事実が確認された場合は、速やかに虐待防止委員会において、再発防止策を検討し、原因の除去と再発防止策を作成し、今後の対応を職員に周知徹底します。また、虐待の事実が確認されない場合でも、虐待と疑われた事は事実であり、虐待の未然防止のためにも防止策を検討します。事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて市町村に通報します。

## **6 成年後見制度の利用支援**

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

## **7 虐待等に係る苦情解決方法**

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

## **8 当指針の閲覧について**

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

## **9 その他**

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

### **付則**

2023年4月1日より施行します。

2026年1月22日より施行します。